

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
矢作川の減災に係る取組方針

【フォローアップ資料】

令和 5年 4月 27日

豊橋河川事務所

「水防災意識社会」の再構築ビジョン

平成27年12月

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の策定

出典: 国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防決壊等により浸水戸数は約一万棟、孤立救助者数は約四千人となる等、甚大な被害が発生しました。
- ・これを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。
- ・この答申では、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとしています。
- ・この答申を踏まえ、平成27年12月11日に「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定しました。

平成29年6月

「水防法等の一部を改正する法律」の施行

出典: 国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成28年8月には、台風10号等の一連の台風によって、北海道・東北地方の中小河川等で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生しました。
- ・この災害を受け、とりまとめられた同審議会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行されました。

平成29年6月

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画のとりまとめ

出典: 国土交通省HP

<https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成29年の水防法等の施行と合わせて、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成29年6月20日に国土交通省としてとりまとめました。

平成31年1月

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

出典: 国土交通省HP

<https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成30年7月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200名を超える死者・行方不明者と3万棟近い家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生しました。
- ・これを受けて取りまとめられた同審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされています。
- ・これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成31年1月29日に改定しました。
- ・国土交通省では、「水防災意識社会」の取組をより一層、充実・加速化させ、一刻も早い再構築を目指します。

流域治水プロジェクトへの転換



水ビジョンと流域治水プロジェクトの連携を新たにスタート

出典: 国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html

令和2年7月

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があります。
- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7つの水系での「緊急治水対策プロジェクト」などと同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速してまいります。

1. 概ね5年間で実施する取組み(令和3年度以降)

(1) 逃げ遅れゼロに向けた取組み

- 1) 広域避難計画の検討実施
- ① 避難場所、避難ルート of 検討
 - ② 避難勧告等発令エリア of 検討
 - ③ 防災拠点 of 整備
 - ④ 広域防災ネットワーク of 構築

2) 教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練

- ① 住民、教育機関(小、中、高、大等)、企業等への出前講座の実施、みずから守るプログラムの活用

4) 多機関関連型タイムライン作成

- ① 避難勧告の発令に着目し、国・県・市が連携したタイムラインの作成

対象発生	台風に上陸	国土交通省	交通サービス	市町村	住民
台風に上陸	3日前	○台風予報	○交通サービス	○広域避難体制	○防災用品
台風に上陸	○台風に上陸に関する記者会見	○避難体制等の確認	○運行停止予告	○避難勧告・周知	○準備
台風に上陸	○台風に上陸に関する記者会見(特別発表の可能性がある)	○台風に上陸に関する記者会見(特別発表の可能性がある)	○大規模・決壊等警報	○避難勧告・周知	○避難体制の開始
台風に上陸	○市町村長へ事態切迫状況の伝達	○運行停止手続の確認・公表	○避難勧告・周知	○避難体制の開始	○避難体制の開始
台風に上陸	○はん屋発生情報	○避難状況の把握	○避難勧告・周知	○避難体制の開始	○避難体制の開始
台風に上陸	○TEC-FORCE活動(連絡等)	○避難状況の把握	○避難勧告・周知	○避難体制の開始	○避難体制の開始

3) 要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進

- ① 住民へのわかりやすい避難情報の発信の検討
- ② 防災情報伝達ツールの改良・開発
- ③ 要配慮者施設避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保



5) わかりやすい防災情報提供

- ① 住民へのわかりやすい避難情報の発信の検討
- ② 市町が避難に関する情報を発信するために必要な情報の検討
- ③ 「洪水ハザードマップ」及び「まるごとまちごとハザードマップ」の作成着手、ハザードマップの周知等
- ④ 防災情報伝達ツールの改良・開発
- ⑤ 水害リスクの高い区間の監視体制の整備
- ⑥ 住民の水害リスクに対する理解促進の取組
- ⑦ 水害リスク空白域の解消

(2) 社会経済被害軽減の最小化を目指した取組み

6) 水防計画の立案・水防活動の強化

- ① 地元との合同巡視の実施
- ② 治水と環境が調和した豊川への理解を促す親水空間の整備、維持管理、活用
- ③ 河川防災ステーション及び防災拠点の整備
- ④ 実働訓練の実施
- ⑤ 河川管理者と水防団等の情報共有
- ⑥ 水防活動の担い手の確保対策
- ⑦ 堤防道路と主要道路との接続
- ⑧ 住民の活動支援方法の検討
- ⑨ 流域住民への働きかけ
- ⑩ 排水計画の検討
- ⑪ 堤防決壊シミュレーションの実施
- ⑫ 災害時及び災害復旧に対する支援



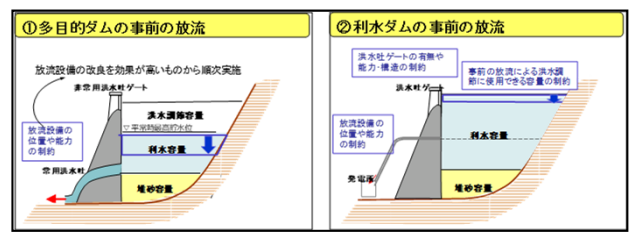
◆自治会・企業・学生による水防工法(月の輪工法) 2019年豊川・矢作川連合総合水防演習・広域連携防災訓練

7) 流域治水を踏まえたハード対策

- ① 堤防天端の保護、堤防裏法戻の補強
- ② 鵜の首狭窄部開削に向けた取組み
- ③ 堤防整備 ④ 河道掘削 ⑤ 遊水地整備
- ⑥ 矢作ダム再生
- ⑦ 河川管理施設の適切な維持管理
- ⑧ 護岸整備、浸透対策の実施
- ⑨ 堆積土砂の掘削・浚渫の実施
- ⑩ 恒久堆砂対策施設(矢作ダム)の検討
- ⑪ 耐震対策・粘り強い堤防の検討
- ⑫ 貯留区域内の避難路整備(冠水対策)の検討
- ⑬ 地下貯留浸透施設の整備検討



◆広田川菱池遊水地イメージ



既設ダム洪水調節機能強化

出典: 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議(第1回)国土交通省説明資料

令和4年度の主な取組み(継続的に取り組んでいる項目)

項目	関連する取組内容(継続的に取り組んでいる項目)
① 広域避難計画の検討実施	・ 想定最大規模洪水による洪水浸水想定区域等をもとにした避難勧告等発令対象エリアを検討する。
② 教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練	・ 出前講座等を活用した水防災教育を実施する。
③ 要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進	・ 対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施するとともに、避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認する。
④ 多機関型連携タイムライン作成	・ 水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施。また、各市町は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、既にタイムラインを運用している市町においては、タイムラインの検証・見直しを実施する。
⑤ わかりやすい防災情報提供	・ 防災メール、ケーブルテレビ、FM放送、SNS等を活用した防災情報伝達ツールを活用する。
⑥ 水防計画の立案・水防活動の強化	・ 沿江市町は重要水防箇所等の合同巡視を水防団等と定期的実施する。また、水防災資材等の点検を実施 ・ 水防団員等の減少や高齢化が顕在化しているため、協議会の場等を活用して、水防団の募集、自主防災組織、企業等の参画を促す為の具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施 ・ 国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実させる。
⑦ 流域治水を踏まえたハード対策	・ 鵜の首地区水位低下対策事業進捗状況 ・ 矢作ダムの進捗状況

【①広域避難計画の検討実施】

(1) 避難指示等発令対象エリアの検討

・ 想定最大規模洪水による洪水浸水想定区域等をもとにした避難指示等発令対象エリアを検討する。

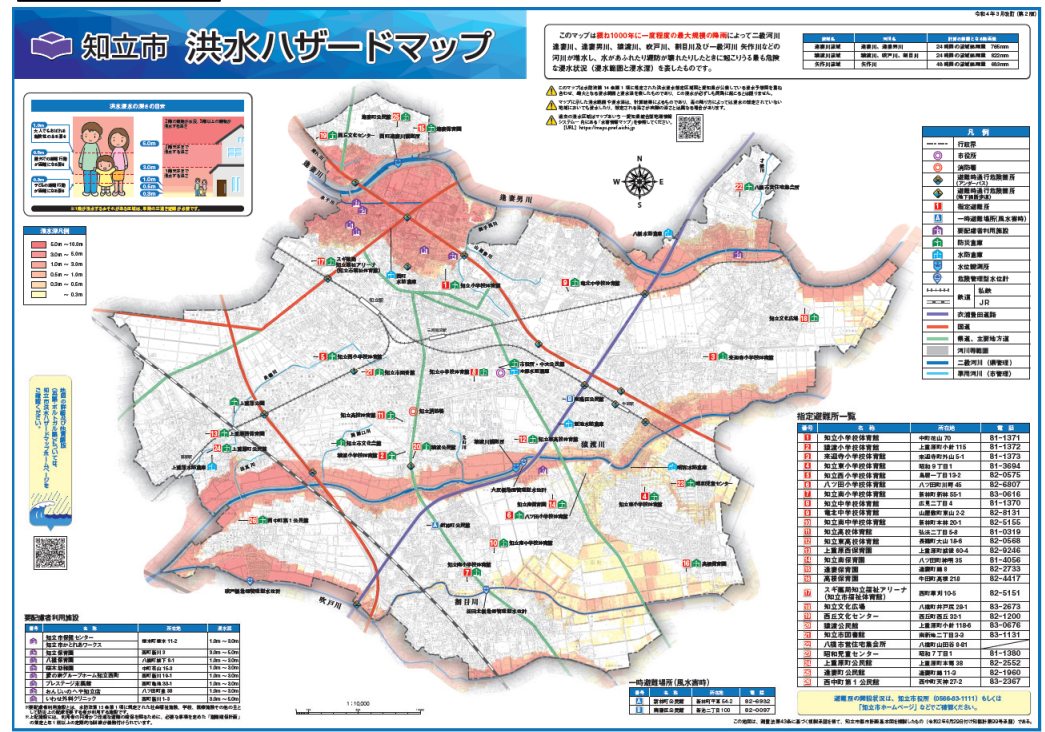
令和4年度の実施内容

- ・ 洪水ハザードマップを踏まえ避難指示等発令区域を見直し(知立市)
- ・ 令和4年6月に避難情報の判断・伝達マニュアルを改定し、避難対象地域等を指定(幸田町)

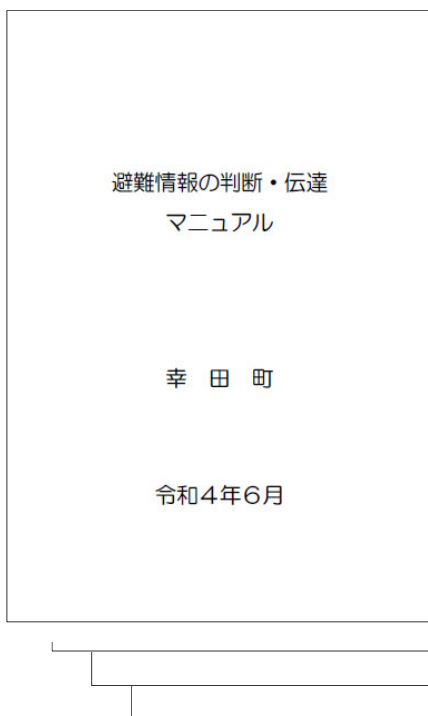
令和5年度の実施予定

- ・ ホットライン記載の浸水域と浸水到達時間の確認
- ・ 早期避難及び広域避難に関する課題解決に向けた検討会の開催

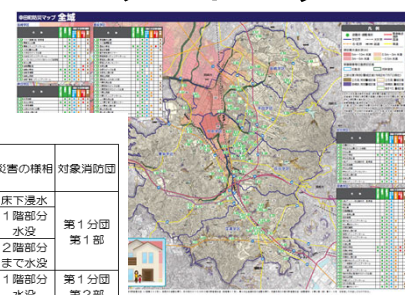
知立市



幸田町



ハザードマップ



想定浸水深から
避難対象地域を
指定

▲洪水ハザードマップ

【知立市HP】

<https://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/kensetsu/doboku/gyomu/1/1445320264224.html>

【②教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練】

(2) 水防災教育の実施

- 出前講座等を活用した水防災教育を実施する。

令和4年度の実施内容

- 出前講座10回、防災講座3回、防災カレッジ6回実施(西尾市)
- 市民に対する防災講演会の実施(碧南市)
- 学校等に防災講話を実施(高浜市)
- 防災教育ツール(学校教材)の提供(名古屋地方気象台)

西尾市

碧南市

高浜市

名古屋地方気象台

令和5年度の実施予定

- 防災講演会の実施
- 出前講座の実施



外国人出前講座

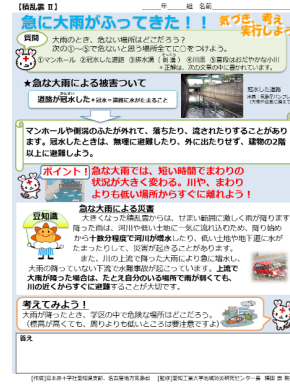


▲碧南市防災講演会

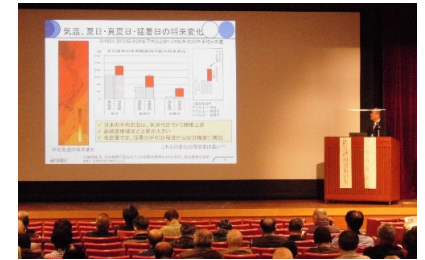


▲小学校出前授業の様子

実施場所：市内小学校5校
実施日：令和4年10月12日他
対象者：6年生

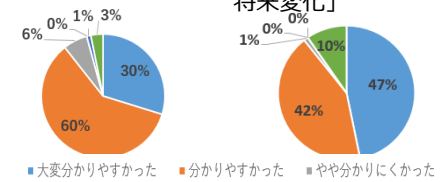


防災学習教材「ちよこつぼうさい」



令和4年度防災講演会あいち

講演 第1部「異常気象の変化を踏まえた気象情報の利用」
講演 第2部「激甚災害をもたらす台風の実態と地球温暖化に伴う将来変化」



西尾市ファミリーサポート・センター 援助・両方会員交流会

「もしも」に備える 援助活動中に災害が起こったら

大規模な自然災害が発生するに当たり「もしも」に備える必要がでてきているといわれています。災害発生時に備えて、援助活動中に災害が発生した場合の対応方法を、事前に確認しておくことが大切です。

日頃の準備についての講義・体験活動がありますので、お気軽にご参加ください。当日は様々な物資を配布させていただきます。

【日時】 令和5年2月7日(火) 午前9時30分～11時30分

【会場】 総合福祉センター2階第3集会所

【参加費】 ファミサ友会員・両方会員 受講料0円 先着順

【内容】 避難場所 避難方法 等での備え 西尾市防災アプリ活用方法 など

【講師】 西尾市防災 危機管理課 防災担当 須崎 正彦

【申込】 西尾市ファミリーサポート・センターへ電話またはメールでお申し込みください

西尾市ファミリーサポート・センター
〒445-0242 西尾市尾上7丁目1番地 (総合福祉センター)内
TEL: 0563-57-5007 FAX: 0563-57-5040
E-mail: family@city.nishio.lg.jp

ファミリーサポートセンター防災講座

防災カレッジカリキュラム



【碧南市HP】
city.hekinan.lg.jp/soshiki/shiminkyoudou/bosai/event_guide/lecture/18888.html

【③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進】

(3) 要配慮者の避難確保計画

- 対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施するとともに、避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認する。

令和4年度の実施内容

- 避難確保計画が未提出又は新規に作成が必要な施設に対して通知を送付。消防署と協力の上、避難確保計画に基づく訓練の実施(豊田市)
- 作成支援会の開催(岡崎市)

令和5年度の実施予定

- 避難確保計画を未作成の施設へ作成を促す
- 見直しや避難訓練の実施を案内

豊田市

訓練実施結果報告書

令和 年 月 日

豊田市長

届出者(要配慮者利用施設の所有者・管理者)

住所

氏名

電話 ()

下記のとおり、水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2に基づき、避難訓練を実施しましたので、報告します。

施設の種類・内容 (該当する□にチェック)	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 土砂 <input type="checkbox"/> 図上訓練 <input type="checkbox"/> 情報伝達訓練 <input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練 <input type="checkbox"/> 立退き避難(水平避難)訓練 <input type="checkbox"/> 垂直避難訓練 <input type="checkbox"/> 持ち出し品の確認訓練 <input type="checkbox"/> その他 () <small>(訓練内容を適時自由記載)</small>
訓練参加者・参加人数 (該当する□にチェック)	<input type="checkbox"/> 施設職員 (□全員 □一部) 名 <small>(うち、バード・アクト等)</small> <input type="checkbox"/> 施設利用者 (□全員 □一部) 名 <small>(うち、通所者)</small> <input type="checkbox"/> その他訓練参加者 名 <small>(施設利用者の家族、地域の協力者、その他)</small>
確認事項 (該当する□にチェック)	<input type="checkbox"/> 避難に変更した人数 名 <input type="checkbox"/> 避難に変更した時間 時間 <input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性 <input type="checkbox"/> その他 ()
訓練実施担当者	氏名
訓練記録作成者	氏名
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 1 訓練実施後、1か月を目安に訓練結果を豊田市(施設所管課)へ御届出ください。
 2 訓練内容を分けて複数日で実施する場合は、最後にまとめて報告をすることができます。
 3 ※欄は記入しなくても構いません。

▲訓練実施結果報告書

岡崎市

令和4年度 避難確保計画作成支援の流れ

「災害時地域で取り組む助け合い」
 【岡崎市HP】
<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1113/1177/p008213.html>

令和4年度 避難確保計画未作成事業所への作成の促し

- 【計画作成支援及び促しの流れ】**
- ◆防災部局による支援会開催の通知
 計画未作成事業所: 94事業所(R4.4現在)
 支援会参加事業所: 24事業所 支援会開催期間 3日間
 - ◆計画未作成事業所を所管する部局による支援会開催の通知、電話等による支援会申込みの促し
 支援会参加事業所: 54事業所 支援会開催期間 12日間
 - ◆防災部局による計画未作成事業所の訪問、作成支援
 訪問事業所: 4事業所
 - ◆事業所の自主的な作成
 12事業所



「ハートtoハート(心と心)」を合言葉に!

～岡崎市災害時要配慮者支援制度について～

7月～9月

災害時要配慮者の避難と、避難のあったことなどを、とりかた「心」といって語りあう。被災した方だけでなく、避難のあった方にも語りあう。被災者同士、支援者同士、心と心を繋ぎあわせ、助けあおうとする。

7月～9月

災害時要配慮者の避難と、避難のあったことなどを、とりかた「心」といって語りあう。被災した方だけでなく、避難のあった方にも語りあう。被災者同士、支援者同士、心と心を繋ぎあわせ、助けあおうとする。

【④多機関関連型タイムライン作成】

(4)タイムラインの作成と見直し

・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施。また、各市町は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、既にタイムラインを運用している市町においては、タイムラインの検証・見直しを実施する。

令和4年度の実施内容

- ・災害対策本部の動きの検証、タイムラインの見直し(刈谷市)
- ・タイムラインを活用した避難訓練(大雨行動訓練)の実施(安城市)

令和5年度の実施予定

- ・継続して検討実施

安城市

矢作川洪水時における避難情報
 備前支庁避難所 河口から23.2km地点 (備前市川崎町)

安城市における避難指示等の目安となる矢作川水位観測点

河川の水位	市からの発表	警戒レベル
計画高水位 10.72m		
避難準備水位 9.72m	避難指示	警戒レベル4
避難準備水位 8.47m	高齢者等避難	警戒レベル3
河川の観測水位 7.70m(観測所が避難指示の地点にない場合)		
危険な状況となる水位 6.00m		
危険な状況となる水位 5.00m		
平常の観測水位 4.90m		

※河川水位の標高は、表示の水位に3.49mプラスした値となります。

大規模水害時の避難所

- 1. 避難所(小中学校、公民館、福祉センター、安城高校、緑野小学校、安城運動小学校、文化センター、稲野小学校)
- 2. 避難所(公民館)
- 3. 避難所(公民館)
- 4. 避難所(公民館)
- 5. 避難所(公民館)
- 6. 避難所(公民館)
- 7. 避難所(公民館)
- 8. 避難所(公民館)
- 9. 避難所(公民館)
- 10. 避難所(公民館)

避難所連絡先

- 安城市 0568-99-2701
- 安城市 0568-99-0020
- 安城市 0568-99-3313

安城市河川水位観測システム
 市内に設置された観測所の雨量・河川水位・避難の状況などをリアルタイムで確認することができます。

安城市ホームページ
 安城市の災害対策本部の活動や避難所に関する情報を掲載しています。

安城市防災情報
 安城市の防災情報に関するお知らせや防災グッズの配布状況などを掲載しています。

安城市防災情報
 安城市の防災情報に関するお知らせや防災グッズの配布状況などを掲載しています。

勉強会



大雨行動訓練



令和5年度は、6町内会を対象に大雨行動訓練を実施する予定です。各町内会は、水害の進展を体験しながら、どのタイミングで避難行動に移すのかを個人で考える避難判断訓練と、大雨を想定して、地域に一斉連絡を行い、実際に避難所まで移動する情報伝達訓練のいずれかを実施してもらいます。

※このマップは安城市防災マップ作成委員会が作成したもので、著作権は安城市に帰属します。作成/監修:安城市 協力/認定:NPO法人レスキューシステム/ド:名古屋工業大学 安城市土木部

【⑤わかりやすい防災情報提供】

(5)防災情報伝達ツールの活用

- ・ 防災メール、ケーブルテレビ、FM放送、SNS等を活用した防災情報伝達ツールを活用する。

令和4年度の実施内容

- ・ HP、防災メール、ケーブルテレビ、FM放送、SNS等を活用し、災害情報等を伝達(安城市)
- ・ こうたタウンメールにて防災情報を提供(幸田町)

令和5年度の実施予定

- ・ 継続して検討実施

安城市

安城市防災行政アプリ

Lifevision

令和5年4月1日リリース

安城市のあらゆる防災情報がプッシュ通知で届きます！



防災行政アプリとは？

災害時に役立つ機能の一部を紹介します

災害時は「緊急モード」でリスクを伝達！



5ヶ国語による多言語配信で在日外国人も安心！

- ～対応言語～
- ・ 英語
 - ・ 中国語(繁体・简体)
 - ・ 韓国語
 - ・ ポルトガル語
 - ・ ベトナム語



令和5年度は、安城市防災行政アプリを活用した災害情報等の発信を行うとともに、このアプリを活用した職員及び市民参加型の訓練等を行い、アプリ導入の推進と合わせて防災減災への啓発に努めます。

【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】

(6) 河川管理者と水防団等の情報共有

- 沿川市町は重要水防箇所等の合同巡視を水防団等と定期的実施する。また、水防災資材等の点検を実施する。

令和4年度の実施内容

- 豊川・矢作川 河川合同巡視に参加(岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、碧南市)
- 水防災資材等の点検(刈谷市)

令和5年度の実施予定

- 河川管理者が開催する合同巡視の参加

刈谷市



西尾市

○令和4年5月22日(日)、矢作川西尾市志貴野地区において、令和4年度 西尾市水防訓練が開催されました。
 ○豊橋河川事務所は、河川パトロールカーによる河川巡視訓練、排水ポンプ車の展示等を行いました。

来賓あいさつ



中村西尾市長



豊橋河川事務所 田中副所長



西尾市機能別消防団 杉浦団長

河川巡視訓練



豊橋河川事務所

排水ポンプ車展示状況



矢作川下流部堤防維持管理修繕工事 (木村建設(株))

「せき板工」訓練状況



西尾市機能別消防団

「釜段工」訓練状況



西尾市機能別消防団

「大型土のう工」訓練状況



西尾市建設業協会

【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】

(7) 水防団募集の広報・活動調整の実施

・水防団員等の減少や高齢化が顕在化しているため、協議会トの場等を活用して、水防団の募集、自主防災組織、企業等の参画を促す為の具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施し、活動について水防団と調整を図る。

令和4年度の実施内容

- ・消防団啓発品の作成。シーホース三河ホームゲーム、成人式における消防団加入促進PRの実施(刈谷市)
- ・消防団員(水防団員)の募集動画やポスター等によるPRの実施(安城市)
- ・消防団ポスターを作成し、イベント等で掲示(西尾市)

令和5年度の実施予定

- ・SNS等を活用した広報を実施
- ・地域説明会の実施

刈谷市



西尾市



▲西尾市二十歳の集いにおける消防団加入促進活動



▲作成したポスターをイベントで掲示



▲お祭りで啓発品を配布



▲作成した消防団ポスター

【西尾市HP】
<https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/shobo/1001375/index.html>

【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】

(8) 被災状況等の情報提供の充実

・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実させる。

令和4年度の実施内容

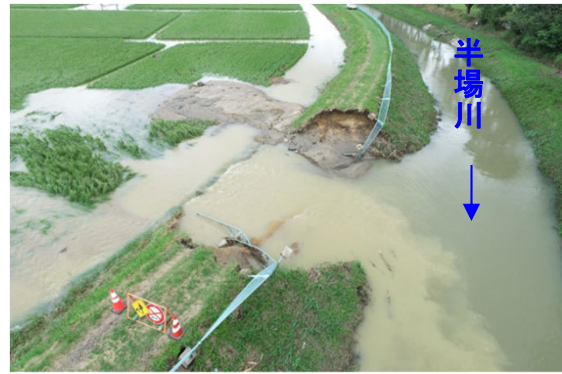
・令和4年7月半場川堤防決壊の復旧活動支援(豊橋河川事務所)

令和5年度の実施予定

・継続して検討実施



位置図



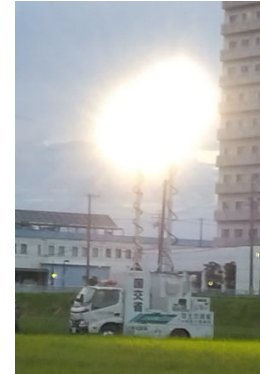
ドローンによる被災状況調査



現地で支援内容を打合せ



照明車による夜間作業支援



応急復旧完了
(7月28日AM7時20分)

【⑦流域治水を踏まえたハード対策】

(9) 鶯の首地区水位低下対策事業

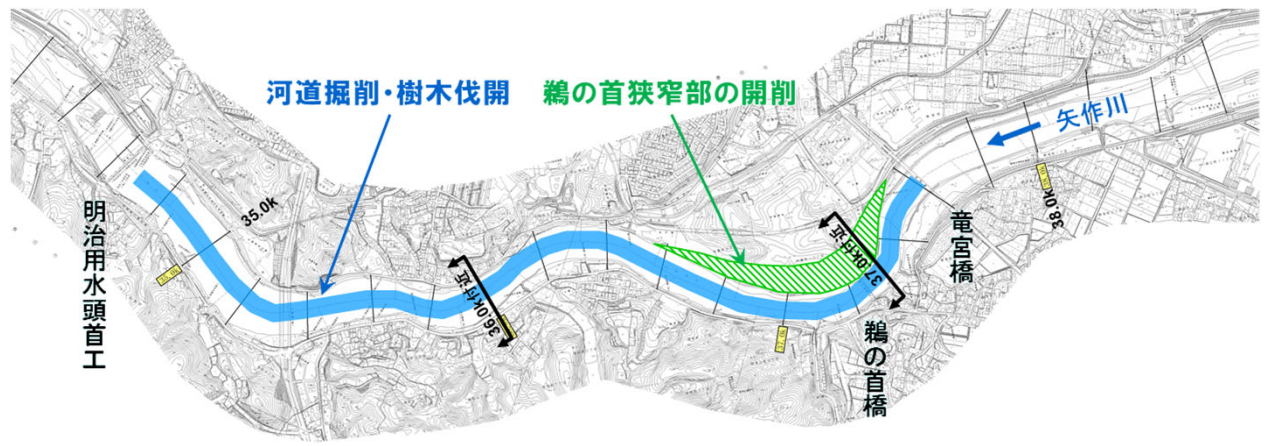
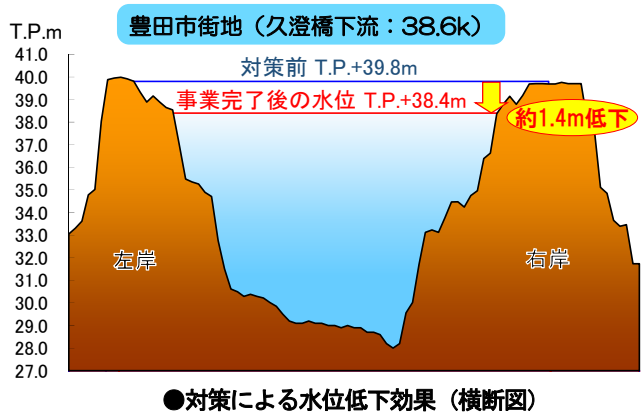
- ・ 矢作川鶯の首地区では、豊田市街地を流れる上流部と比較して川幅が狭い狭窄部の抜本的対策に令和2年度より着手。
- ・ 鶯の首狭窄部区間の開削、明治用水頭首工湛水区間の浚渫を実施し、明治用水頭首工～豊田市街地の水位を約1.4m低下させる。

令和4年度までの実施内容

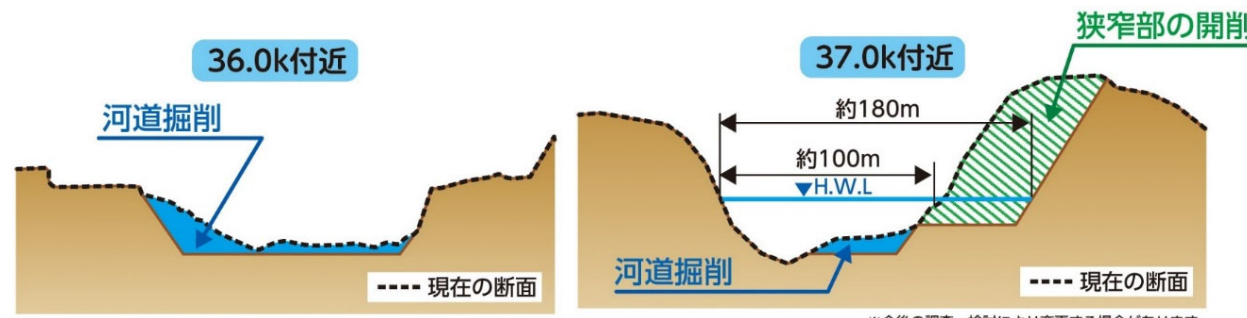
- ・ 河道掘削
- ・ 樹木伐採 等

令和5年度の実施予定

引き続き実施予定



● 鶯の首地区水位低下対策事業における整備箇所・整備イメージ



※今後の調査・検討により変更する場合があります。

【⑦流域治水を踏まえたハード対策】

(10) 矢作ダム堆積土砂の掘削・浚渫

- 矢作ダム貯水容量維持のため、堆積土砂の掘削や浚渫を実施する。

令和4年度の実施内容

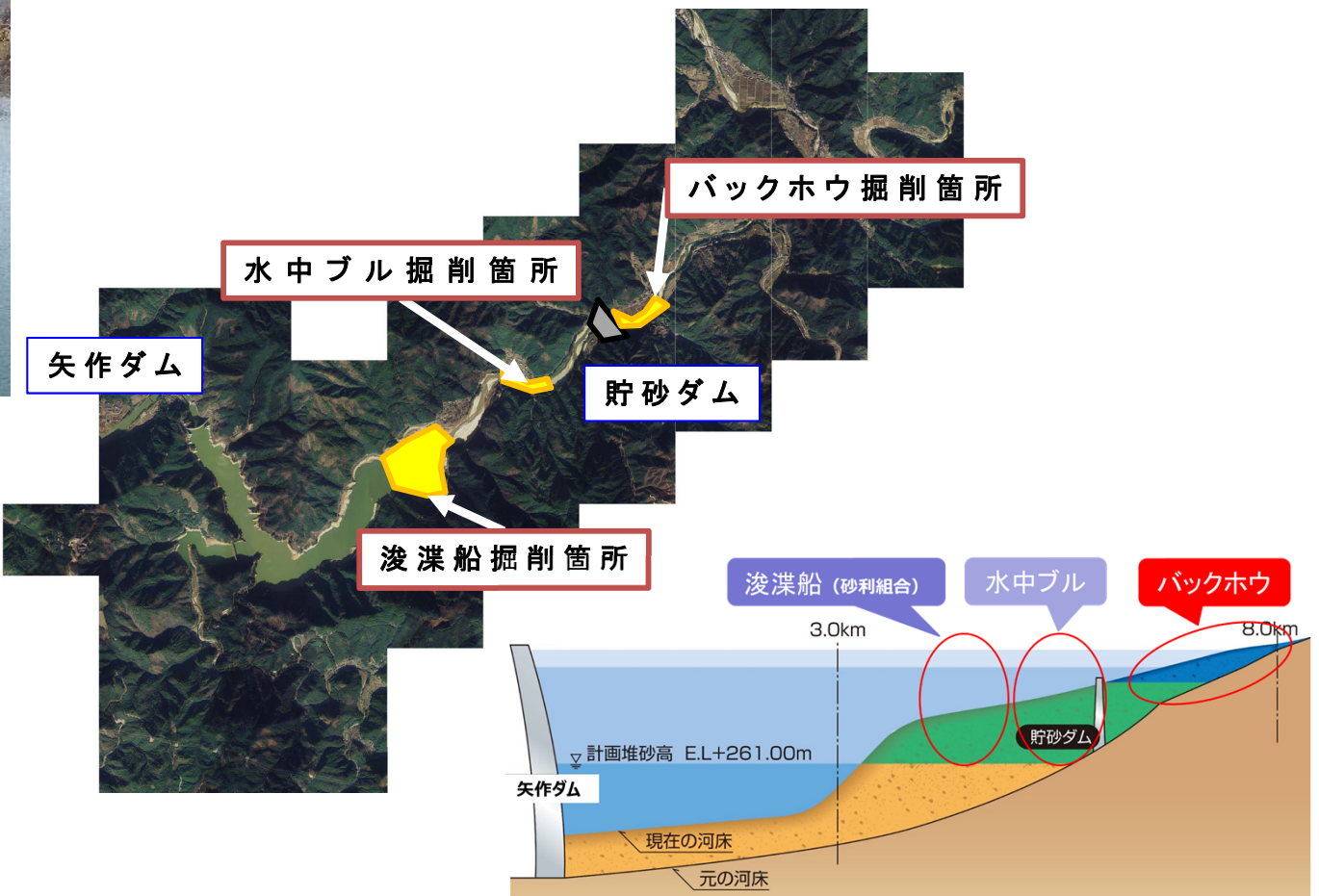
- 堆積土砂の掘削・浚渫の実施
- 恒久堆砂対策施設の検討

令和5年度の実施予定

- 継続して実施



矢作ダム貯水池掘削箇所(令和4年度)



令和4年度の主な取組み(2～3年<R3～R5>で段階的に取組む項目)

令和3年度からスタートした取組方針では、取組みの進捗が芳しくない項目が段階的に達成可能となるよう2～3年の取組みを設定した。今年度はその2年目である。2～3年<R3～R5>で取組む内容の進捗状況をとりとめた。

取組方針(本編)

- 【内容】
- 概ね5年で達成することを前提に取組方針を設定

← 2～3年の取組実施により段階的に達成

取組方針(参考資料)

- 【内容】
- 段階的に達成可能となるよう、2～3年で取組む内容を設定(本編の取組みを推進できるよう、より詳細な内容を設定)

項目	関連する取組内容(2～3年<R3～R5>で段階的に取組む項目)
①広域避難計画の検討実施	・隣接市等への広域避難体制を構築する。
②教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練	・防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手する。また、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関係自治体における全ての学校に共有する。
③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進	・協議会の場等において、浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。 ・公共施設や災害拠点病院の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施するとともに、対策の実施状況については協議会等で共有する。
④他機関型連携タイムライン作成	－ (2～3年で取組む内容の設定なし)
⑤わかりやすい防災情報提供	・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明する。 ・浸水被害が生じていない区域の住民の水害に対する意識向上を目指し、まるごとまちごとハザードマップの整備に着手する。
⑥水防計画の立案・水防活動の強化	・沿川市町が住民自ら参加する竹林伐開等の活動を実施する。
⑦流域治水を踏まえたハード対策	－ (2～3年で取組む内容の設定なし)

【①広域避難計画の検討実施】(2~3年<R3~R5>で取組むべき内容)

(1) 広域避難体制の構築

- 隣接市等への広域避難体制を構築

令和4年度の実施内容

- 協定締結市、近隣市、関係機関等との検討会調整(岡崎市)
- 連絡先の交換や研究会の実施(豊田市)

令和5年度の実施予定

- 課題解決に向けた検討会の実施
- 広域避難の協定に向けた調整

岡崎市

矢作川氾濫時の災害対応についての検討会

【概要】

日時等: 令和5年3月16日(木)
9:00~10:00 WEB会議
目的: 矢作川氾濫時における早期・広域避難に関する課題解決



豊田市



▲東西三河連携

▲西三河防災減災連携研究会

令和4年度西三河防災減災連携研究会ワークショップ

【概要】

日時: 令和5年2月14日(火) 14:00~17:45
目的: 災害時に、広域的な情報連携を図る



ワークショップ開催の様子

【事例紹介】

- 広域避難計画策定の検討手順書の提供(国土交通省)

広域避難計画策定のための具体的な検討手順

平成30年6月
内閣府(防災担当)

※資料は、平成30年3月に「防災・国土強靱化からの先導的・広域避難計画ワークショップ」によりまとめられた「洪水・高潮の観点からの先導的・広域避難に関する基本的な考え方(抜粋)」及びその参考資料「洪水・高潮の観点からの先導的・広域避難に関する広域的な取組の方向性」に基づき、関係機関からの意見等を踏まえ、国土交通省が策定したものである。

1. (手順1) 基本となる対象災害と対象地域の設定

大規模・広域避難の対象とする災害と地域を設定する
大規模・広域避難においては、一時的な避難と異なり、避難が長期間にも大きく避難に組み合っているため、どこから手をつけて良いか分からないという事象に陥りやすい。そのような事象、再発的な検討をしないままに、「安全が確保される」「早く逃げないから、避難を遅くすればいい」といったような、偏見のある広域避難計画になってしまう可能性がある。

このような事象を認識するとともに、問題の本質を解らない程度に、検討の対象とする地域を絞り、災害についても規模最大災害を基準とした基本的なケースを設定して、検討を開始することとなる。まずは基本的なケースを設定し、その検討における災害特性に留意した上で、広域かつ広範囲な応用ケースで検討するという手順を踏むこと、検討すべき事項の整理を確実に進めなければならない。

検討条件が厳しくなるほど、より基本的な対応が必要

図2: 検討手順で取り扱う基本ケースの考え方

▲広域避難計画策定のための具体的な検討手順書

【関東地方整備局HP】
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000666061.pdf

【②教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練】(2~3年<R3~R5>で取り組むべき内容)

(2)防災教育に関する指導計画の作成支援

- ・防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手する。また、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関係自治体における全ての学校に共有する。

令和4年度の実施内容

- ・キャンプde学ぼうさい！実施(豊田市)
- ・中学生に向けた防災講座の実施(知立市)

豊田市



▲防災キャンプ動画「キャンプde学ぼうさい！」

【豊田市HP】

<https://www.city.toyota.aichi.jp/pressrelease/1041755/1042146.html>



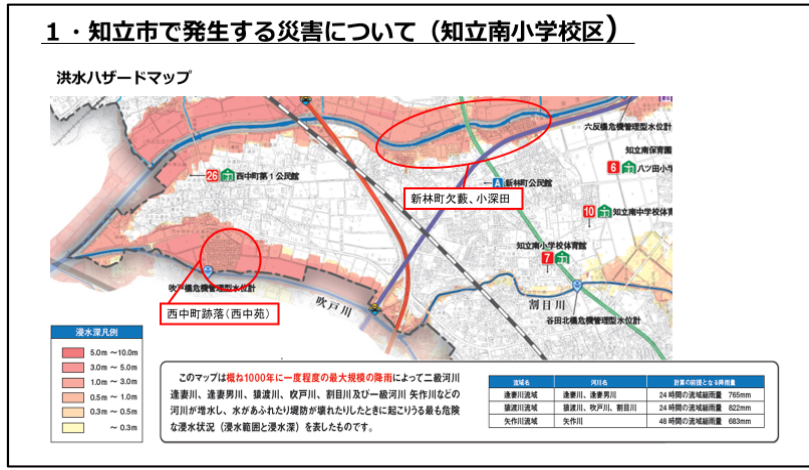
令和5年度の実施予定

【取組(案)】

- ・現時点での市内の学校防災教育の課題を把握する。
- ・防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者と連携して決定するため、対象とする学校を選定する。
- ・国土交通省の防災教育ポータルサイトを参照し、指導計画の作成方針を検討する。

知立市

- 1・知立市で発生する災害について
- ・風水害
 - ➡大雨や台風などによる洪水等
 - ・地震災害
 - ➡建物倒壊、火災の発生、液状化現象等



【③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進】(2~3年<R3~R5>で取組むべき内容)

(3) 洪水時の情報伝達体制・方法の検討

- 協議会の場等において、浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。

令和4年度の実施内容

- 防災メールの活用(碧南市)
- 新洪水ハザードマップの配布を実施(豊田市)

令和5年度の実施予定

- 防災情報伝達ツールの複線化の検討
- 講座の開催、ハザードマップの配布

碧南市

へきなん防災メールを開始しました

市民の皆さんがどこでも迅速に防災情報を受け取るように携帯電話やパソコンへさまざまな防災情報をメール配信するサービスを行っています。あらかじめ登録した人の携帯電話などで防災情報をメールで受け取れます。携帯電話などのメール転送を使って、個人でいつでも登録、解除ができます。登録は無料です。ご活用ください。

登録に必要な個人情報は、メールアドレスのみです。個人情報はメールサービスのためだけに使用されます。

登録方法

- 必要情報を入力し、メールアドレスを登録してください。登録完了後、メールサービスが開始されます。登録完了後、メールサービスが開始されます。登録完了後、メールサービスが開始されます。
- 必要情報を入力し、メールアドレスを登録してください。登録完了後、メールサービスが開始されます。登録完了後、メールサービスが開始されます。登録完了後、メールサービスが開始されます。
- 必要情報を入力し、メールアドレスを登録してください。登録完了後、メールサービスが開始されます。登録完了後、メールサービスが開始されます。登録完了後、メールサービスが開始されます。

メールが届かない場合は、携帯電話の設定で受信が制限されていることがあります。登録前に@hekinan-city.tokai.jpのメールアドレスが受信できるように設定してください。設定方法は、携帯電話ショップや携帯電話会社にご確認ください。

ご注意ください
メール受信にかかる通信料は利用者の負担となります。また、通信環境などにより、サイトへのアクセスおよびメール受信に障害が生じる場合があります。

へきなん防災メール

ぼうさい へきなん防災メール
にほんご やさしい日本語

碧南市では 外国の人でも わかりやすい やさしい日本語で 地震や台風などのことについて メールを送る サービスをしています。

メールを受け取るためには 登録が必要です。

登録に お金はかかりません ぜひ使ってください。

※メールを受け取るのに かかる 通信のお金は メールを受け取る人が 払います。

●へきなん防災メールで 送られてくるメール

- ◆気象情報
 - ・雨が 多くて 危ないことを 伝える メール
 - ・川の 水が 多くて 危ないことを 伝える メール
- ◆防災情報
 - ・大きな 地震が あったことを 伝える メール
 - ・津波が 来ることを 伝える メール
 - ・逃げるときを 伝える メール

※へきなん防災メールを 受け取るようにする方法は 裏を 見てください。

▲へきなん防災メール

豊田市

新洪水ハザードマップ

表面
想定される浸水の深さが色でわかる！

指定緊急避難場所の避難スペースがわかる！

大学や企業等の協力により車での避難など避難方法の選択肢が増えた！

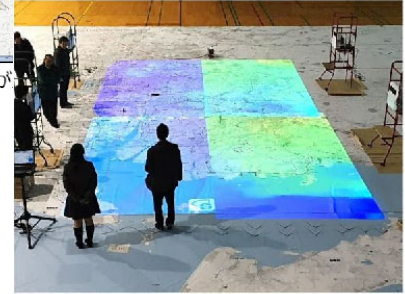
裏面
浸水の被害が大きい地区のマップ

土砂災害の被害が

マップの取扱いがわかる保管用ファイルも全戸配布！

▲新洪水ハザードマップ

▲新洪水ハザードマップ完成記念セレモニー



【碧南市HP】

https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/shiminkyoudou/bosai/information_gathering/bosaimail/1073.html

【豊田市HP】

<https://www.city.toyota.aichi.jp/pressrelease/1042317/1042327.html>

【③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進】(2~3年<R3~R5>で取組むべき内容)

(4) 公共施設や災害拠点病院の機能確保対策

- 公共施設や災害拠点病院の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施するとともに、対策の実施状況については協議会等で共有する。

令和4年度の実施内容

- 具体的実施方法に苦慮している

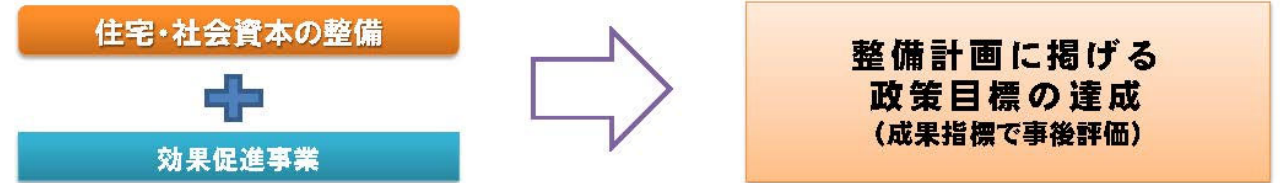
令和5年度の実施予定

- 浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院を抽出し、被害想定などの情報を共有
- 現時点の対策実施に対する課題を整理・把握

【事例紹介】

- 整備計画に掲げる政策目標達成に向けて、多様な事業を総合的にバックアップするための防災・安全交付金の実施 (国土交通省)

防災・安全交付金により多様な事業を総合的にバックアップ



住宅・社会資本の整備		効果促進事業
基幹事業 防災・減災、安全に資する以下の事業 ○ 道路 ○ 港湾 ○ 河川 ○ 砂防 ○ 下水道 ○ 海岸 ○ 都市公園 ○ 市街地 ○ 住宅 ○ 住環境整備 等		○ 計画の目標実現のため基幹事業一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務 ○ 全体事業費の2割目途 (例) ・ハザードマップの作成・活用 ・防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施 ・防犯灯、防犯カメラの整備 ◆効果促進事業の活用 (例) ハザードマップ作成・活用 (例) 水防訓練の実施
◆インフラ老朽化対策 (例) 橋梁・トンネルの補修 	◆事前防災・減災対策 (例) 河川堤防の緊急対策 	

※このほか、関連社会資本整備事業(基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法に掲げる社会資本整備事業及び公的賃貸住宅の整備に関する事業)がある。

【⑤わかりやすい防災情報提供】(2~3年<R3~R5>で取組むべき内容)

(5)不動産関連事業者への水害リスク情報の提供

- 不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を定期的に説明する。

令和4年度の実施内容

- 窓口等での説明、HPによる周知(刈谷市)
- 不動産取引時の重要事項に関する説明をHPに掲載(安城市)
- 窓口や電話等で都度対応(高浜市)

令和5年度の実施予定

- 窓口で浸水想定区域、浸水実績区域を明示し、水害リスクを説明



■ 水防法の規定に基づく水害ハザードマップについて (宅地建物取引業者の方へ)

令和2年8月28日施行の宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、不動産取引時における重要事項説明の対象項目として「水防法(昭和24年法律第193号)の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地」が追加されました。水防法の規定に基づく刈谷市水害ハザードマップが提供する情報については下記のとおりです。

区分	水防法に基づく記載の有無	使用データ	備考
洪水(外水氾濫)	有	<ul style="list-style-type: none"> 1級河川(矢作川):洪水浸水想定区域図 2級河川(境川、逢妻川、逢妻女川、猿渡川):愛知県浸水予想図 	2級河川については、浸水リスク情報を正しく住民に周知するため、水防法の指定区間外(上流部や支川)も含まれている「浸水予想図」の内容を記載しています。
雨水出水(内水氾濫)	無(水防法に基づかない独自の記載有)	刈谷市内水浸水想定区域図	市内には、雨水出水浸水想定区域(水防法14条の2)の指定・公表がされていませんが、「内水氾濫」の浸水リスク情報を住民に周知するため、刈谷市独自で作成した「内水浸水想定区域図」に基づきハザードマップを作成しております。

▲ウェブサイトへ情報掲載

【刈谷市HP】

<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/anshin/bousai/1002811/1002813.html>



不動産取引時の水害ハザードマップにおける対象物件の所在地の説明について

近年、大規模洪水の頻発により甚大な被害が生じており、不動産取引においても、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素になっているところです。そのため、不動産取引時における重要事項説明の対象項目として「水防法(昭和24年法律第193号)の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地」を事前に説明することを義務付けることとする宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令が令和2年8月28日より施行されました。

よくある質問(重要説明事項について)

Q1. 安城市における「水防法に基づく水害ハザードマップの有無」を確認したい。

A1. 水防法に基づくハザードマップとは、水防法第14条に規定される浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域)に基づいて作成されるハザードマップを指します。安城市における各ハザードマップの有無は以下のとおりです。

水害区分	水防法に基づくハザードマップの有無	安城市水害ハザードマップの記載	使用データ
洪水(矢作川)	有	有	矢作川洪水浸水想定区域図
洪水(矢作川以外の県管理河川)	無(注1)	有	愛知県浸水予想図
雨水出水(内水氾濫)	無(注2)	有	安城市内水浸水想定区域図
高潮	有	有	愛知県高潮浸水想定区域図

(注1) 矢作川以外の県管理河川については、水防法に基づく洪水浸水想定区域図ではなく、愛知県が独自で作成した浸水予想図のデータを使用しています。愛知県浸水予想図は水防法の指定区間以外の部分(上流部や支川等)についての浸水リスクを示すものです。

(注2) 安城市内において水防法に規定される雨水出水浸水想定区域の指定・公表はありませんが、内水氾濫のリスク情報を住民に周知するため、安城市が独自で内水浸水想定区域図を作成し、水害ハザードマップに記載しています。

Q2. 矢作川以外の河川の洪水や雨水出水(内水氾濫)については説明しなくてよいのか。

A2. 水防法に基づく水害ハザードマップの対象外であるため、重要事項説明書における説明義務は発生しません。ただし、安城市水害ハザードマップではあらゆる水害リスクを考慮し、水防法に基づかない愛知県浸水予想図や安城市内水浸水想定区域図も掲載しています。また、これらの浸水想定は計算結果に基づくものであり、雨の降り方によっては浸水の想定がされていない地域においても水害が発生する可能性もあります。取引の対象となっている宅地または建物の所在地が浸水想定区域の外にあるからといって、水害リスクがないと相手方が誤認しないよう配慮してください。

▲ウェブサイトへ情報掲載

【安城市HP】

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/bosaibohan/yakudachi/hazardmap/index.html>

【⑤わかりやすい防災情報提供】(2~3年<R3~R5>で取組むべき内容)

(6)まるごとまちごとハザードマップの整備

- ・ 浸水被害が生じていない区域の住民の水害に対する意識向上を目指し、まるごとまちごとハザードマップの整備に着手する。

令和4年度の実施内容

- ・ 既設箇所への標識更新及び新規箇所への標識設置(豊田市)

令和5年度の実施予定

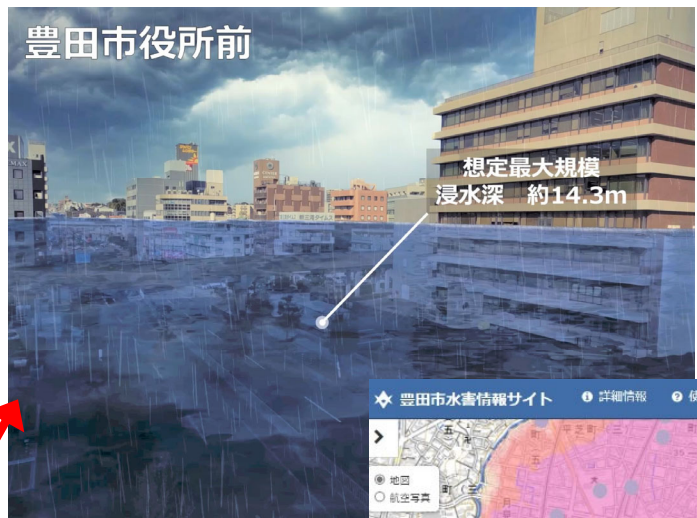
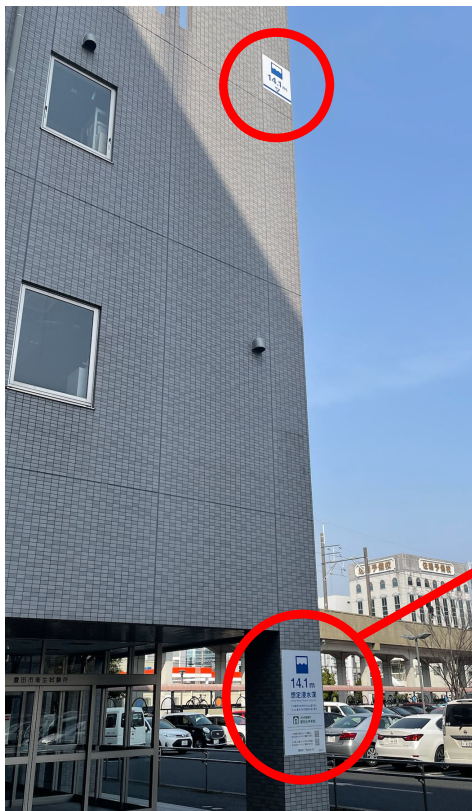
- ・ 新規箇所への標識設置
- ・ 浸水リスク等の表示について検討

【事例紹介】

- ・ まるごとまちごとハザードマップ~取組事例集~(国土交通省)

【国交省HP】

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/marumachi/>



▲ 浸水イメージ動画



▲ 豊田市水害情報サイト

【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】(2~3年<R3~R5>で取組むべき内容)

(7)住民の活動支援方法の検討

・沿川市町は住民自ら参加する竹林伐開等の活動を実施する。

令和4年度の実施内容

・愛護会活動支援(豊田市)

令和5年度の実施予定

・勉強会の参加
・竹林伐採箇所の選定

【事例紹介】
・矢作川アダプトとの協働による矢作川竹林伐採の実施(豊橋河川事務所)



▲矢作川竹林伐採(R4年度)

2～3年＜R3～R5＞で取組むべき内容の進捗状況

- 令和3年から取り組んできた「2～3年＜R3～R5＞で取組むべき内容」の進捗状況を整理する。
- 令和5年で「取組むべき内容」の実施期間の最終年を迎えることから、多くの関係機関の取組み実施に向けて、引き続き情報の共有や支援を進めていく。

●2～3年＜R3～R5＞で取組むべき内容と各実施機関の進捗状況(1/2)

具体的な取組の柱 取組内容(R3～R7)	取組内容の詳細(R3～R7)	取組内容(R3～R7)のうち今後2～3年で目指す内容	実施する機関	H28～R3の進捗 (過去のアンケートより整理)									
				H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
(1) 逃げ遅れゼロに向けた取組み													
① 広域避難計画の検討実施	・隣接市等への広域避難体制を構築	◆ 河川管理者 ・広域避難の重要性を説明 ・協定を結んだ市町を事例とした説明会の開催 ◆ 各市町 ・河川管理者が実施する説明会の参加 ・自治体内の避難者数の把握	岡崎市				△	△	●	●			
			碧南市			×	×	×	●	△			
			刈谷市			—	—	—		×	×		
			豊田市							●	●		
			安城市						●	×	×		
			西尾市							×	×		
			知立市			×	×	×	×	×	×		
			高浜市						△		×	×	
			幸田町						×	×	●	×	
② 教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練	・防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 また、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関係自治体における全ての学校に共有	◆ 河川管理者 ・豊橋河川事務所作成の防災教育ツールを自治体における全ての学校へ共有 ・防災教育の実施先行事例の紹介 ◆ 各市町 ・防災教育ツールの確認 ・検討対象となる学校の抽出	岡崎市			×	×	×	×	●			
			碧南市			●	●		×	●			
			刈谷市			—	—			×	×		
			豊田市							●	●		
			安城市							×	×		
			西尾市			×	×	×	×	×	×		
			知立市						●	●	●	●	
			高浜市								×	×	
			幸田町								×	×	
③ 要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進	・協議会の場等において、浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	◆ 河川管理者 ・他圏域での事例を収集し、具体的な対策について紹介 ◆ 各市町 ・浸水想定区域内の公共施設、災害拠点病院をリスト化し、情報伝達が必要な施設を把握 ・各施設との現時点の防災情報伝達ツールの共有	岡崎市					×	×	×	×		
			碧南市			×	×	×	●	●			
			刈谷市							×	×		
			豊田市							●	●		
			安城市						●	—	×	×	
			西尾市			×	×	×	×	×	×		
	・公共施設や災害拠点病院の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施するとともに、対策の実施状況については協議会等で共有	◆ 河川管理者 ・他圏域での事例を収集し、具体的な対策について紹介 ◆ 各市町 ・浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院を抽出し、被害想定などの情報を共有 ・現時点の対策実施に対する課題を整理・把握	◆ 河川管理者 ・他圏域での事例を収集し、具体的な対策について紹介 ◆ 各市町 ・浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院を抽出し、被害想定などの情報を共有 ・現時点の対策実施に対する課題を整理・把握	知立市				●		×	×		
				高浜市							×	×	
				幸田町								×	×
				岡崎市					×	×	×	×	
				碧南市			△	△	△	—	×		
				刈谷市							×	×	
豊田市								×	×				
安城市								×	×				
西尾市			×	×	×	×	×	×					
知立市								×	×				
高浜市								●	×				
幸田町								×	×				

2～3年＜R3～R5＞で取組むべき内容の進捗状況

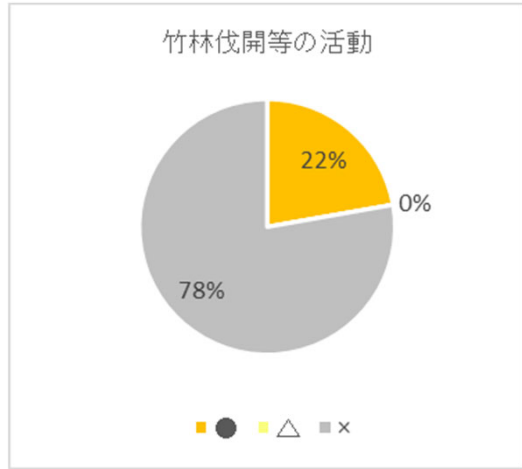
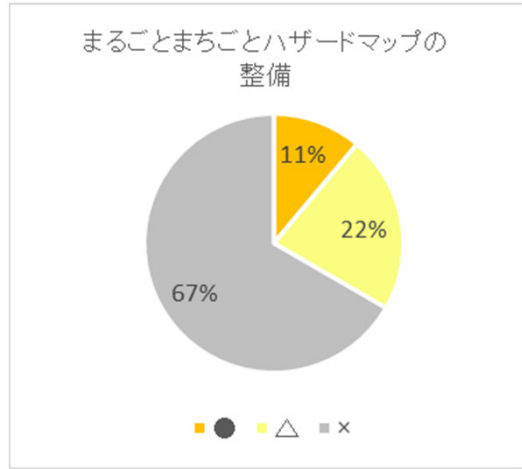
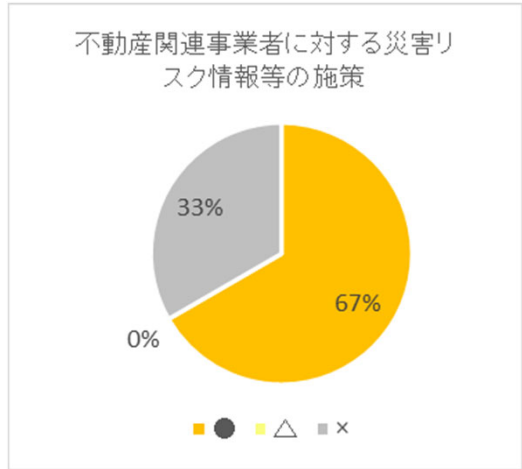
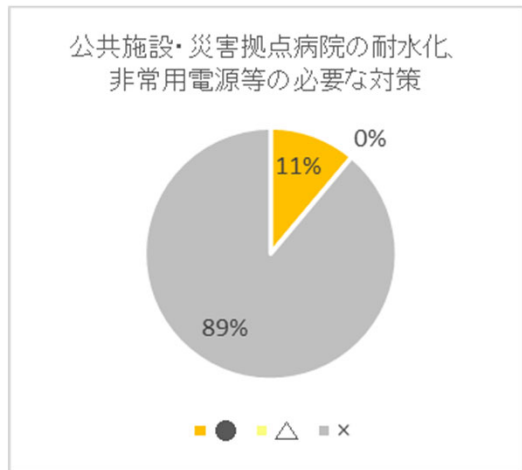
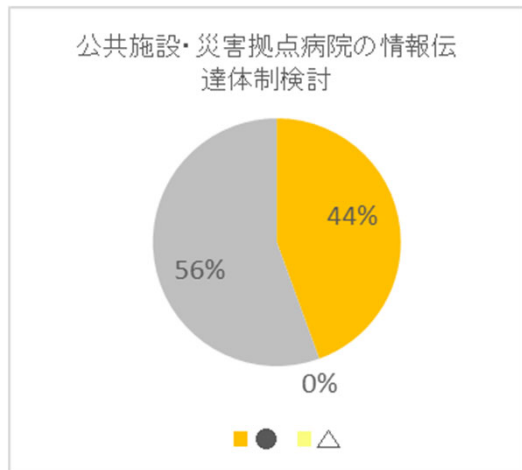
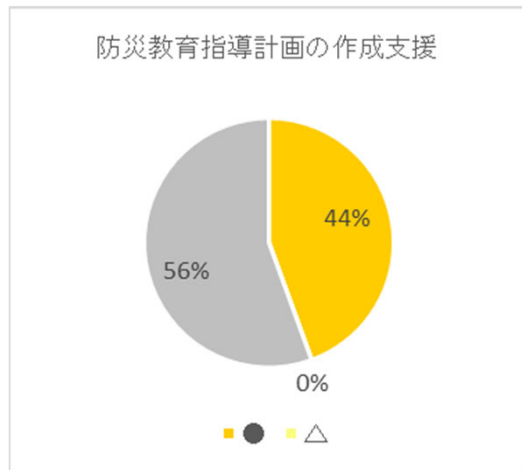
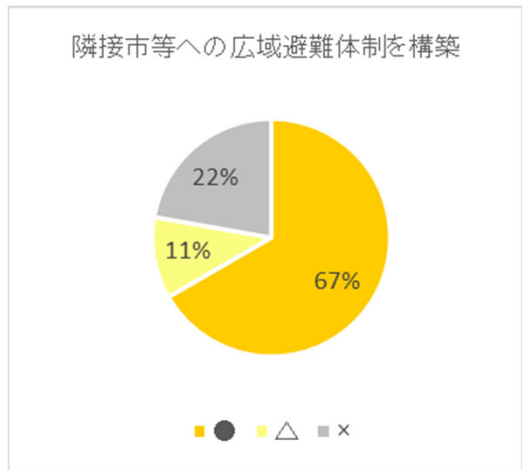
- 令和3年から取り組んできた「2～3年＜R3～R5＞で取組むべき内容」の進捗状況を整理する。
- 令和5年で「取組むべき内容」の実施期間の最終年を迎えることから、多くの関係機関の取組み実施に向けて、引き続き情報の共有や支援を進めていく。

● 2～3年＜R3～R5＞で取組むべき内容と各実施機関の進捗状況(2/2)

具体的な取組の柱	取組内容の詳細 (R3～R7)	取組内容 (R3～R7)のうち今後2～3年で目指す内容	実施する機関	H28～R3の進捗 (過去のアンケートより整理)								
				H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
(1) 逃げ遅れゼロに向けた取組み												
⑤わかりやすい 防災情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者 他圏域での事例を収集し、具体的な対策について紹介 各市町 不動産関連事業者を対象とした専用相談窓口や、専用HPを設立し、HP等で共有する 電話対応のマニュアル作成 不動産関連団体の研究会等での説明 	岡崎市				×	×	×	×		
			碧南市		●	●	●	●	●	●		
	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害が生じていない区域の住民の水害に対する意識向上を目指し、まるごとまちごとハザードマップの整備に着手 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者 まるまち看板設置候補箇所の抽出(浸水想定区域であるが浸水被害が生じていない場所等) 各市町 まち歩きワークショップ(現地点検)、検討会などの開催 	刈谷市									
豊田市				△	×	×	×	×				
			安城市						×	×		
西尾市				×	×	×	×	×				
			知立市						●	●		
高浜市									●	●		
			幸田町						×	×		
岡崎市					×	×	×	×	×			
			碧南市			△	×	×	×	×		
刈谷市				—	—	×	×	×				
			豊田市						△	●		
安城市								×	×			
			西尾市			×	×	×	×	×		
知立市					×	×	×	×	×			
			高浜市				×	×	×	×		
幸田町							△	×	×			
(2) 社会経済被害の最小化を目指した取組み												
⑥水防計画の立案・ 水防活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> 沿川市町は住民自ら参加する竹林伐開等の活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者 先行して実施している自治体をメインとした説明会、勉強会の実施 各市町 勉強会の参加 竹林伐採箇所の選定 	岡崎市			×	×	×	×	×		
			碧南市			×	×	×	×	×		
			刈谷市			—	—	—	—	×		
豊田市			●	●	●	●	●	●				
			安城市				—		×	×		
西尾市					×	×	×	×	×			
			知立市						×	×		
高浜市							×	×	■	■		
			幸田町						×	×		
岡崎市										×	×	

2～3年＜R3～R5＞で取組むべき内容の進捗状況

- 令和3年から取り組んできた「2～3年＜R3～R5＞で取組むべき内容」の市町の進捗状況を整理する。
- 現時点で「実施済み」「実施あり」となっている自治体数が比較的少ない取組は、「防災教育指導計画」「公共施設・災害拠点病院の情報伝達体制」「公共施設・災害拠点病院の耐水化、非常用電源等の必要な対策」「まるごとまちごとハザードマップ」「竹林伐開等の活動」の5つである。



●:実施済み、実施あり △:検討中 ×:未実施